

第八十一号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号、第六号及び第十一号中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改める。

第三条第一項中「と（いう。）」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加え、「当該入所支援計画」を「これ」に改め、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「」及び「」という。）」を削る。

第四条第二項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第五条第二項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第八十一号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第七条第一項中「第八項まで」の下に「及び第十項から第十二項まで」を加え、同条第二項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに」、当該障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条に次の六項を加える。

10 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

11 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

12 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

13 第三項、第五項及び第六項の規定は、第十項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

14 第三項、第五項、第六項、第八項、第十項及び第十一項の規定は、第十二項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

15 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十五条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十八条の見出しを「(支援)」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。
第三十七条第一項中「をいう。」の下に「以下この条及び」を加え、同条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十四条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第五十一条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第五十二条第一項第二号を次のように改める。

二 支援室

第五十二条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十四条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に規定する日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号）の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の改正に伴い、移行支援計画の作成等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。